**教育訓練協定書**

　　　　　　　　　　　と　　　　　　　　　　とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

記

１．教育訓練の実施予定時期等

教育訓練は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　カ月間において、これらの日を含め　　日間実施する。

ただしそのうち　　日間は半日訓練とする。

２．教育訓練の時間数

教育訓練は、始業時刻（　　時　　分）から終業時刻（　　時　　分）までの間行う。

ただし半日訓練の場合、この時間帯のうち　　時間行う。

なお従業員１人当たりの教育訓練時間は　　時間とする。

３．教育訓練の対象者

教育訓練の対象者は　　　　　部門に所属する従業員とし、教育訓練実施日においてはそのうち概ね　　人

に受講させるものとする。

４．教育訓練の実施主体

教育訓練は、　　　　　　　（事業所名）に委託して行う。

５．教育訓練の内容

教育訓練の内容は、　　　　　技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の付与とする。（カリ

キュラムは別紙のとおり）

６．教育訓練の実施施設

教育訓練は、　　　　　（事業所名）　　　　　研修所（　　　　　県　　　　　　市

　　　　　町　　　　　）内で実施する。

７．教育訓練の指導員（講師）

教育訓練の講師は、　　　　　　　教育サービス株式会社所属の指導員　　　　　　　その他別紙

に掲げる指導員が担当する。

８．教育訓練中の賃金額の算定基準

教育訓練中は、１日当たり、次の（１）によって算定した額の１００％相当額の賃金を支給する。

ただし半日訓練の場合、１時間当たり、次の（２）によって算定した額の１００％相当額の賃金を

支給する。

なお賃金には　　　　　手当と　　　　　手当を含むものとする。

（１）１日当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　　その月額÷１月の所定労働日数

ロ．日ごとに支払う賃金　　　その日額

ハ．時間ごとに支払う賃金　　その時間額×１日の所定労働時間数

（２）１時間当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　　その月額÷１月の所定労働日数÷１日の所定労働時間数

ロ．日ごとに支払う賃金　　　その日額÷１日の所定労働時間数

ハ．時間ごとに支払う賃金　　その時間額

９．雑則

この協定は令和　　年　　月　　日に発効し、令和　　年　　月　　日に失効する。

令和　　年　　月　　日

事業所名称

事業主氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

労働組合名

労働者代表　　　　　　　　　　　　　　　㊞